Shield3D ソフトウェア利用規約

ご利用条件・禁止事項・免責事項

Shield3D v2.7
2026年11月

本利用規約（以下「本規約」）は、株式会社ケイブスタジオ（以下「当社」）が提供するソフトウェア「Shield3D」（以下「本ソフトウェア」）の利用条件を定めるものです。お客様（以下「利用者」）は、本ソフトウェアをインストール・起動・利用した時点で、本規約に同意したものとみなされます。

第1条（利用許諾）

1. 当社は利用者に対し、本規約および契約したプラン・台数の範囲で、本ソフトウェアを利用する、非独占的で譲渡不可の権利を許諾します。
2. 本ソフトウェアの著作権その他の知的財産権は、当社または正当な権利者に帰属します。本規約は、これらの権利を利用者に譲渡するものではありません。
3. 利用者は、契約した「検査用PC」の台数を超えて本ソフトウェアを同時に認証・利用してはなりません。

第2条（禁止事項）

利用者は、本ソフトウェアの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

1. 本ソフトウェアの全部または一部を、**リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他の方法で解析すること**（法令により明示的に認められる場合を除く）。
2. 本ソフトウェアの**改変・改ざん・翻案を行うこと**、または**ライセンス認証・台数制限・完全性チェック・有効期限等の技術的な制限を回避・無効化すること**、およびそれらを試みること。
3. 本ソフトウェア、ライセンスキー、認証情報を、当社の書面による事前の承諾なく、**第三者に再配布・再使用許諾・貸与・譲渡・公開すること**。
4. 本ソフトウェアに付された著作権表示・商標・注意書き等を削除・改変すること。
5. 本ソフトウェアを利用して、当社または第三者の権利を侵害する行為、法令または公序良俗に反する行為を行うこと。
6. 当社の承諾なく、本ソフトウェアを用いた検査・駆除の役務を、第三者に対する有償サービスとして提供すること（利用者自身の業務における納品物の検査は除く）。

第3条（第三者ソフトウェア）

本ソフトウェアには、ClamAV、YARA 等の第三者ソフトウェアが含まれ、または連携して動作する場合があります。これらのライセンス条件は、同梱の `THIRD_PARTY_NOTICES.md` に従います。VirusTotal との照合機能を利用する場合、利用者は自己の責任で VirusTotal の利用規約を遵守し、商用利用に必要なライセンス（Premium API キー等）を自ら用意するものとします。

第4条（非保証・免責）

1. 本ソフトウェアによる検査結果は、**あらゆる脅威が存在しないことを保証するものではありません**。検査で「問題なし」と判定された場合でも、未知のウイルスや本ソフトウェアが対象としない脅威が含まれる可能性があります。

2. 駆除版（修復済みデータ）の利用は、利用者の責任において行うものとします。利用者は、駆除を行う前に、**元データのバックアップを保管する**ものとします。
3. 当社は、本ソフトウェアが利用者の特定の目的に適合すること、中断なく動作すること、エラーがないことを保証しません。
4. 当社は、本ソフトウェアの利用または利用不能から生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負いません。当社が責任を負う場合でも、その範囲は、利用者が直近12か月に当社へ支払った利用料金の総額を上限とします。

第5条（有効期間・解約）

1. 本ソフトウェアの利用は、契約したプランの有効期間内において有効です。無料試用は、期間満了をもって自動的にフリープランに移行します。
2. 利用者が本規約に違反した場合、当社は、事前の通知なく利用許諾を終了できるものとします。

第6条（規約の変更）

当社は、必要に応じて本規約を変更することができます。重要な変更については、合理的な方法で利用者に通知します。

第7条（準拠法・管轄）

本規約は日本法に準拠します。本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合、〔　　〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社ケイブスタジオ

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-19-15 609　info@cavestudio.jp

制定日：〔　　年　　月　　日〕

Shield3D は Autodesk, Inc. とは関係のない製品です。Autodesk、Maya は米国およびその他の国における Autodesk, Inc. の登録商標です。
© Cave Studio Inc.（株式会社ケイブスタジオ）